

兵庫県立神戸高等学校部活動に係る活動方針

I 部活動の目的

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、多様な活動・経験を通して、人間的な成長を目指す目的がある。

II 運営について

- 1 顧問は、年間活動計画並びに月間活動計画を作成し、計画的・科学的な活動を行うとともに、保護者にも提示し意思の疎通を大切にし信頼関係を深める。
- 2 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担にならないようにする。

III 休養日及び活動時間の設定について

- 1 休養日は週当たり2日以上設定することを基本とする。
- 2 休養日は、平日少なくとも1日、土日等の休業日に少なくとも1日を基本とする。
- 3 大会及び公式戦直前の練習等やむを得ない事情により、休養日が設定できない場合は活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で平日は平日に、休業日は休業日に休養日を設定することを基本とする。
また、大会等が連続するなど、特別な事情により前述の4週間以内の休養日の設定ができない場合に限りそれぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週間以内のできるだけ早い時期に平日は平日に、休業日は休業日に休養日を設定することを基本とする。
- 4 合理的かつ効率的な活動を行い、1日の活動時間は、下校時間までとし、週当たりの活動時間は16時間以内を目安とする。

IV 指導について

- 1 事故防止のため、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策を行う。
- 2 生徒の心身の健康管理を図る。
- 3 いかなる理由があっても、体罰は許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮する。